

宮崎県公報

平成30年11月8日(木曜日)号外 第41号

発 行 **宮 崎 県**

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

目 次

頁

企業局公営企業告示

○再公募に伴う一ツ瀬川県民スポーツレクリエー ション施設の指定管理者の指定の申請の手続の

公表......1

企業局公営企業告示

宮崎県公営企業告示第2号

指定管理者の再公募に当たり、宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例(平成17年宮崎県条例第60号)第12条第2項の規定により、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成30年11月8日

宮崎県企業局長 図 師 雄 一

- 1 指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設
- (2) 所在地 宮崎県児湯郡新富町大字新田字七俣2591番地
- (3) 設置目的 住民の福祉の増進と地域の振興
- 2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 3 指定管理者の業務
- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務
- (3) その他施設の運営に関する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例第14条及び宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設管理規程 (平成17年企業局企業管理規程第16号)第12条に規定する管理の 基準による。

5 指定管理者の指定方法

企業局長は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選 定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所若しくは事務所を有する、又は指定期間の 初日までに設置が見込まれる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第11項の規 定による指定の取消しを受けた事実がある者にあっては、当該 処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る選定基準
 - (1) 住民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
 - (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理運営に関する能力を有するものであること。
 - (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
 - (1) 配布場所及び請求先 宮崎県企業局総務課経営企画担当 宮崎県宮崎市旭1丁目2番2号 郵便番号 880-0803 電話番号 0985 (26) 9759
 - (2) 配布期間 平成30年11月8日から平成30年11月30日まで(土

平成 30 年 11 月 8 日 (木曜日) 号外 第 41 号	宮	崎	県	公	報
曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時					
15分まで					
10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間					
(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を 添付し、提出先に持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に					
限る。)により提出すること。					
(2) 提出期間 平成30年11月16日から平成30年11月30日まで(土					
曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時					
15分まで					
11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先					
宮崎県企業局総務課経営企画担当 宮崎県宮崎市旭1丁目2番					
2号 郵便番号 880-0803 電話番号0985 (26) 9759 12 その他					
この募集に関する詳細は、募集要領による。					